

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成24年6月末現在)

案件名称	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業	(財)大阪市コミュニティ協会	6,740,582円	平成24年4月1日	—	契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの	市民協働
西区コミュニティ育成事業	(財)大阪市コミュニティ協会	9,171,925円	平成24年4月1日	—	企画競争方式(プロポーザル)によるもの	市民協働

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

コミュニティ育成事業

## 2 契約の相手方

財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

本業務は、区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域の各種団体と協働し住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施するものである。

業務の遂行に当たっては、高度な専門的知識と必要なノウハウ等を有し、過去に優秀な実績をもつ団体が実施することで、集客性や事業効果の面でより一層の向上が見込まれるため、公募型企画競争（プロポーザル）方式により事業者の選定を行い、平成24年3月27日開催の「平成24年度西区コミュニティ育成事業公募型企画プロポーザル選定委員会」において、上記事業者が選定された。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所 市民協働課(市民協働) 電話番号 06-6532-9734

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

市民活動団体等の公益活動の連帯・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業委託

## 2 契約の相手方

財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

本事業の目的は、西区において行政、区民、地域団体などの市民活動団体、企業等の相互交流を図り、それぞれ個別に行われている活動等を組織の強みを活かして連携・協働することにより、活動への参加者の広がりや有効な地域の魅力の創出や課題の解決など区の特성에応じた取組を促進する環境を整備し、豊かな地域コミュニティの形成と市民協働の推進を図ることにある。

財団法人大阪市コミュニティ協会は、地域振興会をはじめ各区内の各種地域活動団体の代表者を構成員として各区民や区内住民組織などからの寄付を基本財産に設立された財団法人であり、西区支部協議会が中心となり、西区におけるコミュニティ活動及びコミュニティ施設の運営を通じて、区民まつりをはじめ、文化・体育等行事などの各種コミュニティ育成事業に取り組んでいる唯一の財団法人である。このように地域コミュニティの活性化等を目的として住民主体で設立され、西区の特성에応じて継続的に安定した様々な取組を展開している法人は、現在、財団法人大阪市コミュニティ協会のみであり、これまでの実績や豊富な知識を活かして、今後も地域活動の担い手の発掘や育成などの組織運営支援や様々な組織間の橋渡し役としての中間支援組織としての役割を担っていくことが期待される法人である。

また、今回の契約期間は、これまで区レベルで実施してきた市民活動団体支援を校区等地域レベルで実施するための移行期間にあたり、設立時から地域の各種団体で組織され、団体間のネットワークを構築してきた財団法人大阪市コミュニティ協会は、これまで市民活動団体間の連携・協働の促進を図るため、団体支援事業の実績を有し、西区支部協議会を通じて、西区の特性に  
応じた多様な事業展開を図ることができる唯一の団体である。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所 市民協働課(市民協働) 電話番号 06-6532-9734